

尾張旭市監査公表第8号

平成27年11月30日付け尾張旭市監査公表第20号をもって公表した定例監査結果報告について、市議会議長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

議会事務局議事課

監査の指摘事項	措置状況
市議会だより印刷請負業務において、契約準備行為として前年度に施行伺いが行われているが、この業務の内容から判断すると会計年度の始まる4月1日以後に起案する必要がある。	指摘の件につきましては、適切な時期に事務処理を行うよう改めました。